

意見募集要領

「電波有効利用の促進に関する検討会 中間とりまとめ（案）」に対して意見される方は、下記により意見を提出してください。

記

1. 意見提出フォーマット（別添「電波有効利用の促進に関する検討会 中間とりまとめ（案）」の意見募集の提出フォーマット）に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに日本語にて御提出ください。
2. 意見を補足する資料があれば、A4判（様式自由）で添付してください。
3. 意見は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、FAX、持参又は郵送の場合、提出意見を電子媒体により提出していただくようお願いすることがありますので、その際は協力願います。

【電子メールの場合】

電子メールアドレス：freq-rp_atmark_ml.soumu.go.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

電波有効利用の促進に関する検討会 事務局宛て

なお、電子メールの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

【FAXの場合】（※担当に電話連絡後、送付してください。）

電話番号：03-5253-5875

FAX番号：03-5253-5940

電波有効利用の促進に関する検討会 事務局宛て

【持参又は郵送の場合】

送付先住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館
総務省総合通信基盤局 電波部 電波政策課
電波有効利用の促進に関する検討会 事務局宛て

【電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合】

添付ファイルは利用できません。

添付ファイルを利用する場合は、電子メールにて御提出ください。

4. 意見提出期限

平成 24 年 7 月 31 日（火）正午（必着）とします。

なお、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出様式に意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5. 留意事項

（1） 意見の取扱い

提出された意見は、中間とりまとめの参考とさせていただきます。提出された意見については、募集期間終了後、とりまとめて公表する予定です。なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体にあつては、団体名及び団体の代表者名）及び意見提出者の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。意見提出者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

なお、意見に対する個別の回答は致しかねますので御了承ください。

（2） 意見内容の聴取

提出された意見内容の詳細を把握するため、説明をお願いすることがあります。説明を求める場合は、事務局より意見提出者に事前に御連絡いたしますので、あらかじめ御了承ください。なお、説明に当たって発生する交通費等は支給されません。

（3） 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

6. その他

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、意見内容に不明な点があった場合等の連絡・確

認のために利用します。

以上

「電波有効利用の促進に関する検討会 中間とりまとめ（案）」
の意見募集の提出フォーマット

平成 年 月 日

※赤字は留意事項・記入例です。提出の際には全て削除してください。

組織名及び 代表者氏名		組織名及び代表者氏名 の公表の可否
住 所		
連絡先	担当者氏名： 電話： F A X： e-mail：	

※提出する組織の名称（企業名、大学名等）及び組織の代表者氏名を御記入ください。
 共同で意見提出する場合には、連名で御記入ください。
 ※意見提出内容等に関し、問い合わせることや説明を依頼することがあります。

項目			ご意見
ページ番号	章	項目	
【記入例】 1 4	第 2 章 利 用者視点に 立った電波 の有効利用 促進	1. 無線局の 良好な受信 環境の保護 (1)放送用 受信設備か ら発生する 漏洩電波等 への対策	【原案】 以上を踏まえ、関係業界団体とともに、放送用受信設備の設置工法等の問題を解決するための方策や干渉を低減するために基準を設け、その適合性を確認するとともに、発生した障害への対応・対策の強化により適正な電波利用環境を確保するための対応策について、検討する必要がある。 【意見】 *****
その他 （留意事項や情報提供など）			